

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

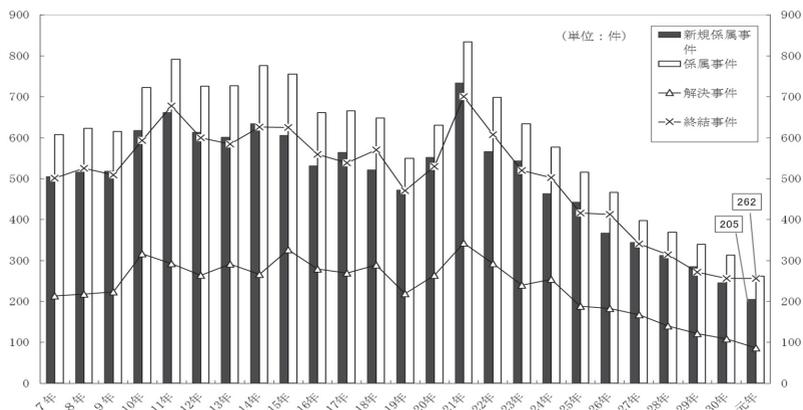
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

元年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は260件（30年311件）で、このうち30年から繰越されたものは57件（同68件）、新規に係属したものは203件（同243件）であった（第18表参照）。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は262件（同313件）、新規に係属したものは205件（同245件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は203件で、30年に比べ40件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では0件で3件の減少、都道府県労委では203件で37件の減少であった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん202件・99.5%（30年236件・97.1%）、調停1件・0.5%（同7件・2.9%）、仲裁0件・0%（同0件・0%）となっている（第18表参照）。

第 18 表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

区分 労委	係属件数						終結件数					次年 繰越
	前年 繰越	新規			計	計	取下	解決・ 裁定	不調・ 打切	移管	計	
		あっせん	調停	仲裁								
北海道	4	7			7	11	2	5	4		11	
青森	1	3			3	4	2	1	1		4	
岩手	1	2			2	3	1		2		3	
宮城	1	1			1	2	1	1			2	
秋田		1			1	1		1			1	
山形												
福島		1			1	1			1		1	
茨城												
栃木		2			2	2	2				2	
群馬		1			1	1			1		1	
埼玉	1	6			6	7		2	3		5	2
千葉		1			1	1		1			1	
東京	21	48			48	69	7	19	27		53	16
神奈川	4	15			15	19		10	5		15	4
新潟	2	2			2	4	2	2			4	
山梨		2			2	2			1		1	1
長野		2			2	2			2		2	
静岡		4			4	4		1	3		4	
富山		1			1	1			1		1	
石川		1			1	1		1			1	
福井												
岐阜	1	7			7	8	4	1			5	3
愛知	2	11			11	13		7	4		11	2
三重	1	5			5	6			5		5	1
滋賀		2			2	2			2		2	
京都		2			2	2		1			1	1
大阪	5	22	1		23	28	12	6	3		21	7
兵庫	2	11			11	13	2	5	4		11	2
奈良	1	3			3	4			3		3	1
和歌山		2			2	2		2			2	
鳥取		2			2	2		1			1	1
島根		3			3	3		2			2	1
岡山		2			2	2		1			1	1
広島		9			9	9		2	4		6	3
山口	3	3			3	6	2	2			4	2
徳島		2			2	2	1				1	1
香川		1			1	1		1			1	
愛媛		2			2	2			2		2	
高知	2					2	1	1			2	
福岡	1	6			6	7	1	4	1		6	1
佐賀												
長崎		1			1	1						1
熊本	1	1			1	2		1			1	1
大分		2			2	2	1	1			2	
宮崎												
鹿児島												
沖縄		3			3	3	1	1	1		3	
都道府県 労委計	54	202	1		203	257	42	83	80		205	52
中労委	3					3	1	2			3	
合計	57 [3]	202 [3]	1		203 [3]	260 [3]	43 [1]	85 [2]	80		208 [3]	52
前年同期 (30年1-12月)	68	236 [3]	7		243 [3]	311 [3]	37	107	110		254 [3]	57 [3]
前年同期比	-11 [3]	-34 [-3]	-6		-40 [-3]	-51 [-3]	6 [1]	-22 [2]	-30		-46 [3]	-5 [-3]

(注) []内は中労委取扱事件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、千人)

年	中労委＋都道府県労委		中労委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
27年	342	320	0	0	342	320
28年	310	127	2	4	308	123
29年	283	169	4	35	279	134
30年	243	150	3	41	240	109
元年	203	1,867	0	0	203	1,867

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが 203 件（30 年 243 件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが 0 件（同 0 件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは 2 件（同 2 件）であった（第 20 表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

(単位:件)

区 分	合 計	新規係属事件		
		労調法	地公労法	行労法
合 計	205 [2]	203		2 [2]
あっせん	202	202		
調 停	3 [2]	1		2 [2]
仲 裁				

(注) []内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 181 件・89.2%（30 年 224 件・92.2%）、使用者からの申請が 19 件・9.4%（同 19 件・7.8%）、労使双方からの申請が 3 件・1.5%（同 0 件・0%）、職権に基づく開始が 0 件・0%（同 0 件・0%）であった（第 21 表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	組合申請		使用者申請		双方申請		職 権		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
27年	315	92.1%	26	7.6%	1	0.3%	0	0.0%	342	100.0%
28年	283	91.3%	26	8.4%	1	0.3%	0	0.0%	310	100.0%
29年	252	89.0%	23	8.1%	7	2.5%	1	0.4%	283	100.0%
30年	224	92.2%	19	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	243	100.0%
元年	181	89.2%	19	9.4%	3	1.5%	0	0.0%	203	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が48件・23.6%（30年60件・25.0%）で最も多く、以下、大阪が23件・11.3%（同21件・8.8%）、神奈川が15件・7.4%（同14件・5.8%）、愛知が11件・5.4%（同9件・3.8%）、兵庫が11件・5.4%（同18件・7.5%）と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（（注）1）は0件（30年1件）、統一事件（（注）2）は0件0社（同1件1,500社）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（行政執行法人を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	なし			
	小計			
統一事件	なし			
	小計			
合計				

（注）1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

2. 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

3. 統一事件の件数欄には企業数を（ ）で示した。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が36件・17.7%（30年43件・17.7%）で最も多く、以下、医療、福祉が29件・14.3%（同42件・17.3%）、教育、学習支援業が28件・13.8%（同32件・13.2%）、製造業が25件・12.3%（同20件・8.2%）、卸売業、小売業が20件・9.9%（同24件・9.9%）、サービス業が20件・9.9%（同29件・11.9%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、これを全労委でみると、運輸業、郵便業が36件・17.6%（同43件・17.6%）、医療、福祉が29件・14.1%（同42件・17.1%）、教育、学習支援業が28件・13.7%（同32件・13.1%）、製造業が27件・13.2%（同22件・9.0%）、卸売業、小売業が20件・9.8%（同24件・9.8%）、サービス業が20件・9.8%（同29件・11.8%）となっている（第23-2表参照）。

また、産業中分類別にみると、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が18件・8.8%、医療、福祉の中では医療業が17件・8.3%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が7件・3.4%で最も多い（巻末統計表第14表参照）。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執法人人を除く）

（単位：件）

産業	27年		28年		29年		30年		元年	
	件数	構成比								
全産業	342	100.0%	310	100.0%	285	100.0%	243	100.0%	203	100.0%
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	4	1.2%	1	0.3%	0	0.0%	3	1.2%	0	0.0%
建設業	7	2.0%	10	3.2%	4	1.4%	14	5.8%	7	3.4%
製造業	40	11.7%	39	12.6%	31	10.9%	20	8.2%	25	12.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	1	0.3%	1	0.4%	3	1.2%	2	1.0%
情報通信業	15	4.4%	11	3.5%	8	2.8%	7	2.9%	9	4.4%
運輸業、郵便業	63	18.4%	48	15.5%	60	21.1%	43	17.7%	36	17.7%
卸売業、小売業	36	10.5%	22	7.1%	25	8.8%	24	9.9%	20	9.9%
金融業、保険業	1	0.3%	5	1.6%	5	1.8%	3	1.2%	2	1.0%
不動産業、物品賃貸業	3	0.9%	2	0.6%	1	0.4%	2	0.8%	2	1.0%
学術研究、専門・技術サービス業	7	2.0%	7	2.3%	4	1.4%	6	2.5%	6	3.0%
宿泊業、飲食サービス業	15	4.4%	13	4.2%	14	4.9%	2	0.8%	10	4.9%
生活関連サービス業、娯楽業	10	2.9%	8	2.6%	10	3.5%	11	4.5%	4	2.0%
教育、学習支援業	39	11.4%	41	13.2%	30	10.5%	32	13.2%	28	13.8%
医療、福祉	49	14.3%	49	15.8%	50	17.5%	42	17.3%	29	14.3%
複合サービス事業	6	1.8%	5	1.6%	2	0.7%	2	0.8%	1	0.5%
サービス業	44	12.9%	42	13.5%	29	10.2%	29	11.9%	20	9.9%
公務	2	0.6%	6	1.9%	11	3.9%	0	0.0%	2	1.0%
分類不能	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

（注）複数の使用者（産業）を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

産業	27年		28年		29年		30年		元年	
	件数	構成比								
全産業	344	100.0%	312	100.0%	287	100.0%	245	100.0%	205	100.0%
製造業	42	12.2%	41	13.1%	33	11.5%	22	9.0%	27	13.2%
運輸業、郵便業	63	18.3%	48	15.4%	60	20.9%	43	17.6%	36	17.6%
卸売業、小売業	36	10.5%	22	7.1%	25	8.7%	24	9.8%	20	9.8%
教育、学習支援業	39	11.3%	41	13.1%	30	10.5%	32	13.1%	28	13.7%
医療、福祉	49	14.2%	49	15.7%	50	17.4%	42	17.1%	29	14.1%
サービス業	44	12.8%	42	13.5%	29	10.1%	29	11.8%	20	9.8%
その他の産業	71	20.6%	69	22.1%	60	20.9%	53	21.6%	45	22.0%

（注）複数の使用者（産業）を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

(2) 組員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組員数規模別にみると、99人以下が103件・50.8%（30年110件・45.3%）、100人以上499人以下が54件・26.6%（同82件・33.7%）、500人以上4,999人以下が41件・20.2%（同43件・17.7%）、5,000人以上が1件・0.5%（同5件・2.1%）、不明4件・2.0%（同3件・1.2%）であった（第24-1表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が102件・50.2%（同125件・51.4%）、100人以上499人以下が55件・27.1%（同58件・23.9%）、500人以上4,999人以下が25件・12.3%（同34件・14.0%）、5,000人以上が4件・2.0%（同15件・6.2%）、不明17件・8.4%（同11件・4.5%）であった（第24-1表参照）。

なお、組員数規模別の状況を全労委でみると、99人以下が103件・50.2%（同110件・44.9%）、100人以上499人以下が54件・26.3%（同82件・33.5%）、500人以上4,999人以下が43件・21.0%（同45件・18.4%）、5,000人以上が1件・0.5%（同5件・2.0%）、不明4件・2.0%（同3件・1.2%）であった（第24-2表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が102件・49.8%（同125件・51.0%）、100人以上499人以下が55件・26.8%（同58件・23.7%）、500人以上4,999人以下が27件・13.2%（同36件・14.7%）、5,000人以上が4件・2.0%（同15件・6.1%）、不明17件・8.3%（同11件・4.5%）であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移(行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	規模	30人未満		30～99人		100～299人		300～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上		不明	合計		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		件数	割合	
27年	組員数	58	17.0%	67	19.6%	92	26.9%	42	12.3%	25	7.3%	42	12.3%	10	2.9%	6	1.8%	342	100.0%
	従業員数	91	26.6%	74	21.6%	65	19.0%	21	6.1%	33	9.6%	30	8.8%	21	6.1%	7	2.0%		
28年	組員数	49	15.8%	66	21.3%	82	26.5%	31	10.0%	42	13.5%	36	11.6%	2	0.6%	2	0.6%	310	100.0%
	従業員数	78	25.2%	79	25.5%	69	22.3%	14	4.5%	27	8.7%	28	9.0%	9	2.9%	6	1.9%		
29年	組員数	46	16.3%	73	25.8%	59	20.8%	22	7.8%	38	13.4%	37	13.1%	4	1.4%	4	1.4%	283	100.0%
	従業員数	71	25.1%	53	18.7%	64	22.6%	13	4.6%	20	7.1%	28	9.9%	19	6.7%	15	5.3%		
30年	組員数	51	21.0%	59	24.3%	53	21.8%	29	11.9%	22	9.1%	21	8.6%	5	2.1%	3	1.2%	243	100.0%
	従業員数	69	28.4%	56	23.0%	43	17.7%	15	6.2%	12	4.9%	22	9.1%	15	6.2%	11	4.5%		
元年	組員数	43	21.2%	60	29.6%	42	20.7%	12	5.9%	23	11.3%	18	8.9%	1	0.5%	4	2.0%	203	100.0%
	従業員数	51	25.1%	51	25.1%	40	19.7%	15	7.4%	12	5.9%	13	6.4%	4	2.0%	17	8.4%		

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

年	規模	30 人	30 ～	100 ～	300 ～	500 ～	1,000 ～	5,000 人	不明	合計
		未 満	99 人	299 人	499 人	999 人	4,999 人	以 上		
27 年	組合員数	58 16.9%	67 19.5%	92 26.7%	42 12.2%	26 7.6%	43 12.5%	10 2.9%	6 1.7%	344 100.0%
	従業員数	91 26.5%	74 21.5%	65 18.9%	21 6.1%	34 9.9%	31 9.0%	21 6.1%	7 2.0%	
28 年	組合員数	49 15.7%	66 21.2%	82 26.3%	31 9.9%	43 13.8%	37 11.9%	2 0.6%	2 0.6%	312 100.0%
	従業員数	78 25.0%	79 25.3%	69 22.1%	14 4.5%	28 9.0%	29 9.3%	9 2.9%	6 1.9%	
29 年	組合員数	46 16.1%	73 25.6%	59 20.7%	22 7.7%	39 13.7%	38 13.3%	4 1.4%	4 1.4%	285 100.0%
	従業員数	71 24.9%	53 18.6%	64 22.5%	13 4.6%	21 7.4%	29 10.2%	19 6.7%	15 5.3%	
30 年	組合員数	51 20.8%	59 24.1%	53 21.6%	29 11.8%	23 9.4%	22 9.0%	5 2.0%	3 1.2%	245 100.0%
	従業員数	69 28.2%	56 22.9%	43 17.6%	15 6.1%	13 5.3%	23 9.4%	15 6.1%	11 4.5%	
元年	組合員数	43 21.0%	60 29.3%	42 20.5%	12 5.9%	24 11.7%	19 9.3%	1 0.5%	4 2.0%	205 100.0%
	従業員数	51 24.9%	51 24.9%	40 19.5%	15 7.3%	13 6.3%	14 6.8%	4 2.0%	17 8.3%	

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 58 件・28.4%（30 年 69 件・28.4%）
全労連系が 69 件・33.8%（同 88 件・36.2%）、その他の上部団体が 37 件・18.1%（同
36 件・14.8%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、連合系が 60 件・29.1%（同 71 件・29.0%）、全労連系
が 69 件・33.5%（同 88 件・35.9%）、その他の上部団体が 37 件・18.0%（同 36 件・
14.7%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし	合計				
						うち全労協							
27 年		83	24.2%	127	37.0%	57	16.6%	31	9.0%	76	22.2%	343	100.0%
28 年		84	27.0%	108	34.7%	52	16.7%	33	10.6%	67	21.5%	311	100.0%
29 年		72	25.4%	112	39.4%	30	10.6%	13	4.6%	70	24.6%	284	100.0%
30 年		69	28.4%	88	36.2%	36	14.8%	15	6.2%	50	20.6%	243	100.0%
元年		58	28.4%	69	33.8%	37	18.1%	23	11.3%	40	19.6%	204	100.0%

(注) 系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

系統 年	連合		全労連		その他の上部団体				上部団体なし		合計	
					うち全労協							
27年	85	24.6%	127	36.8%	57	16.5%	31	9.0%	76	22.0%	345	100.0%
28年	86	27.5%	108	34.5%	52	16.6%	33	10.5%	67	21.4%	313	100.0%
29年	74	25.9%	112	39.2%	30	10.5%	13	4.5%	70	24.5%	286	100.0%
30年	71	29.0%	88	35.9%	36	14.7%	15	6.1%	50	20.4%	245	100.0%
元年	60	29.1%	69	33.5%	37	18.0%	23	11.2%	40	19.4%	206	100.0%

(注) 系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 150 件・73.9%（30 年 176 件・72.4%）、このうち駆け込み訴え事件は 85 件・41.9%（同 104 件・42.8%）であった。合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 56.7%（同 59.1%）であった（第 26 表参照）。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

事件 年	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
27年	342	261	(76.3%)	134	(39.2%) (51.3%)
28年	310	225	(72.6%)	129	(41.6%) (57.3%)
29年	283	200	(70.7%)	99	(35.0%) (49.5%)
30年	243	176	(72.4%)	104	(42.8%) (59.1%)
元年	203	150	(73.9%)	85	(41.9%) (56.7%)

(注) 1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入ができる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。

3. () 内は全事件に対する割合。> 内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における過去の調整事件の有無）別にみると、調整前例のある事件は 32 件・15.8%（30 年 46 件・18.9%）であった（第 27-1 表参照）。

また、調整事項との関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の賃金増額（3.1%）の割合が全数（2.9%）と比較して高いのに対し、非経済的事項の経営又は人事（7.7%）の割合が全数（19.6%）と比較して低い（第 27-2 表参照）。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年	事件	全事件	調整前例のある事件
27年		342	62 (18.1 %)
28年		310	45 (14.5 %)
29年		283	40 (14.1 %)
30年		243	46 (18.9 %)
元年		203	32 (15.8 %)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合。

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況(行政執行法人を除く)
(単位:項目)

調整事項		区分		全数		前例あり		前例なし	
合 計		413	100.0%	65	100.0%	348	100.0%		
経済的事項		156	37.8%	29	44.6%	127	36.5%		
内 訳	賃金増額	12	2.9%	2	3.1%	10	2.9%		
	一時金	27	6.5%	8	12.3%	19	5.5%		
	労働時間・休日休暇	22	5.3%	5	7.7%	17	4.9%		
	その他	95	23.0%	14	21.5%	81	23.3%		
非経済的事項		254	61.5%	35	53.8%	219	62.9%		
内 訳	経営又は人事	81	19.6%	5	7.7%	76	21.8%		
	団交促進	116	28.1%	21	32.3%	95	27.3%		
	組合承認・組合活動	12	2.9%	3	4.6%	9	2.6%		
	その他	45	10.9%	6	9.2%	39	11.2%		
協約締結・全面改定		3	0.7%	1	1.5%	2	0.6%		

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は12件・5.9% (30年42件・17.3%)であった(第28表参照)。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移(行政執行法人を除く)

年	事件	全事件	併存組合のある事件
27年		342	41 (12.0 %)
28年		310	41 (13.2 %)
29年		283	37 (13.1 %)
30年		243	42 (17.3 %)
元年		203	12 (5.9 %)

(注)1. ()内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 134 件・63.2%(30 年 167 件・61.4%)、パート・アルバイトが 23 件・10.8% (同 33 件・12.1%)、契約社員が 28 件・13.2%(同 57 件・21.0%)、派遣労働者が 6 件・2.8%(同 7 件・2.6%)、その他が 21 件・9.9% (同 8 件・2.9%) となっている (第 29-1 表、図 2 参照)。

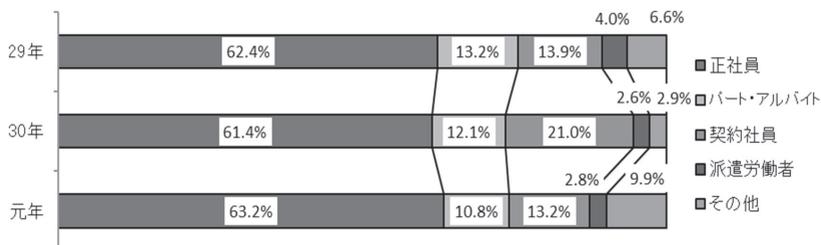
第 29-1 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移(行政執行法人を除く)

(単位：件)

就労 状況 年	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
27年	226	63.5%	51	14.3%	46	12.9%	13	3.7%	20	5.6%	356	100.0%
28年	195	59.1%	40	12.1%	67	20.3%	10	3.0%	18	5.5%	330	100.0%
29年	189	62.4%	40	13.2%	42	13.9%	12	4.0%	20	6.6%	303	100.0%
30年	167	61.4%	33	12.1%	57	21.0%	7	2.6%	8	2.9%	272	100.0%
元年	134	63.2%	23	10.8%	28	13.2%	6	2.8%	21	9.9%	212	100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移 (行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員は経済的
事項の賃金増額 (3.9%) の割合が合計 (2.7%) と比較して高く、パート・アルバイト、
契約社員では非経済的事項の経営又は人事 (それぞれ 30.2%、29.8%) の割合が合計
(19.2%) と比較して高い (第 29-2 表参照)。

第 29-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項		就労状況		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
		正社員											
合計		281	100.0%	53	100.0%	47	100.0%	12	100.0%	19	100.0%	412	100.0%
経済的事項		115	40.9%	19	35.8%	12	25.5%	5	41.7%	12	63.2%	163	39.6%
内訳	賃金増額	11	3.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	2.7%
	一時金	25	8.9%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	6	31.6%	32	7.8%
	労働時間・休日休暇	16	5.7%	1	1.9%	2	4.3%	0	0.0%	3	15.8%	22	5.3%
	その他	63	22.4%	18	34.0%	9	19.1%	5	41.7%	3	15.8%	98	23.8%
非経済的事項		164	58.4%	34	64.2%	35	74.5%	7	58.3%	5	26.3%	245	59.5%
内訳	経営又は人事	47	16.7%	16	30.2%	14	29.8%	1	8.3%	1	5.3%	79	19.2%
	団交促進	79	28.1%	12	22.6%	16	34.0%	3	25.0%	1	5.3%	111	26.9%
	組合承認・組合活動	10	3.6%	1	1.9%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	13	3.2%
	その他	28	10.0%	5	9.4%	3	6.4%	3	25.0%	3	15.8%	42	10.2%
協約締結・全面改定		2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.5%	4	1.0%

（注）組合構成員には複数の就労状況があるため、計は新規係属事件203件に係る調整事項数413項目と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 203 件に係る調整事項数 413 項目（30 年 473 項目）のうち、経済的事項が 156 項目・37.8%（同 186 項目・39.3%）、非経済的事項が 254 項目・61.5%（同 283 項目・59.8%）、協約締結・全面改定が 3 項目・0.7%（同 4 項目・0.8%）となっている。

また、30 年と比べると、経済的事項は 30 項目減少し、非経済的事項は 29 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 12 項目・2.9%（同 13 項目・2.7%）、一時金は 27 項目・6.5%（同 28 項目・5.9%）、労働時間・休日休暇は 22 項目・5.3%（同 23 項目・4.9%）であった。非経済的事項のうち、団交促進は 116 項目・28.1%（同 117 項目・24.7%）、経営又は人事は 81 項目・19.6%（同 106 項目・22.4%）、組合承認・組合活動は 12 項目・2.9%（同 16 項目・3.4%）であった（第 30-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、新規係属事件 205 件に係る調整事項数 415 項目（同 475 項目）のうち、経済的事項が 158 項目・39.9%（同 188 項目・39.6%）、非経済的事項が 254 項目・59.2%（同 283 項目・59.6%）、協約締結・全面改定が 3 項目・0.9%（同 4 項目・0.8%）となっている。

また、30 年と比べると、経済的事項は 30 項目減少し、非経済的事項は 29 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 14 項目・4.6%（同 15 項目・3.2%）、一時金は 27 項目・6.2%（同 28 項目・5.9%）、労働時間・休日休暇は 22 項目・3.7%（同 23 項目・4.8%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 81 項目・19.7%（同 106 項目・

22.3%)、団交促進は116項目・26.3%(同117項目・24.6%)、組合承認・組合活動は12項目・4.3%(同16項目・3.4%)であった(第30-2表参照)。

第30-1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:項目)

年		27年	28年	29年	30年	元年
調整事項						
合計		662 100.0%	569 100.0%	509 100.0%	473 100.0%	413 100.0%
経済的事項		251 37.9%	205 36.0%	186 36.5%	186 39.3%	156 37.8%
内訳	賃金増額	22 3.3%	20 3.5%	19 3.7%	13 2.7%	12 2.9%
	一時金	34 5.1%	25 4.4%	26 5.1%	28 5.9%	27 6.5%
	労働時間・休日休暇	22 3.3%	19 3.3%	24 4.7%	23 4.9%	22 5.3%
	その他	173 26.1%	141 24.8%	117 23.0%	122 25.8%	95 23.0%
非経済的事項		402 60.7%	359 63.1%	318 62.5%	283 59.8%	254 61.5%
内訳	経営又は人事	141 22.2%	135 23.7%	95 18.7%	106 22.4%	81 19.6%
	団交促進	163 24.6%	147 25.8%	151 29.7%	117 24.7%	116 28.1%
	組合承認・組合活動	24 3.6%	18 3.2%	22 4.3%	16 3.4%	12 2.9%
	その他	68 10.3%	59 10.4%	50 9.8%	44 9.3%	45 10.9%
協約締結・全面改定		9 1.4%	5 0.9%	5 1.0%	4 0.8%	3 0.7%
総事件数		342	310	283	243	203
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.94	1.84	1.80	1.95	2.03

(注) 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第30-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移 (全労委)

(単位:項目)

年		27年	28年	29年	30年	元年
調整事項						
合計		664[2] 100.0%	571[4] 100.0%	511[6] 100.0%	475[7] 100.0%	415[2] 100.0%
経済的事項		253[2] 38.1%	207[4] 36.3%	188[5] 36.8%	188[2] 39.6%	158[2] 39.9%
内訳	賃金増額	24[2] 3.6%	22[4] 3.9%	21[5] 4.1%	15[2] 3.2%	14[2] 4.6%
	一時金	34 5.1%	25 4.4%	26 5.1%	28 5.9%	27 6.2%
	労働時間・休日休暇	22 3.3%	19 3.3%	24 4.7%	23 4.8%	22 3.7%
	その他	173 26.1%	141 24.7%	117 22.9%	122 25.7%	95 25.6%
非経済的事項		402 60.5%	359 62.9%	318[1] 62.2%	283[5] 59.6%	254 59.2%
内訳	経営又は人事	141 22.1%	135 23.6%	95 18.6%	106 22.3%	81 19.7%
	団交促進	163 24.5%	147 25.7%	151[1] 29.5%	117[3] 24.6%	116 26.3%
	組合承認・組合活動	24 3.6%	18 3.2%	22 4.3%	16 3.4%	12 4.3%
	その他	68 10.2%	59 10.3%	50 9.8%	44[2] 9.3%	45 9.0%
協約締結・全面改定		9 1.4%	5 0.9%	5 1.0%	4 0.8%	3 0.9%
総事件数		344	312	285	245	205
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.93	1.83	1.79	1.94	2.02

(注)1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

(注)2. []内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は2.03項目（30年1.95項目）であった（第30-1表参照）。

第31-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	27年	22	2	0	3	3	2	3	5	1	1	1	1	0
	28年	20	1	2	0	1	0	3	6	3	1	1	2	0
	29年	19	0	0	2	0	1	2	3	2	0	3	3	3
	30年	13	0	1	1	2	1	2	2	0	0	0	2	2
	元年	12	1	0	0	0	1	3	2	2	2	0	1	0
一時金	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
解雇・整理	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6
	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9
	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16,17表参照）。

第31-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（全労委）

（単位：件）

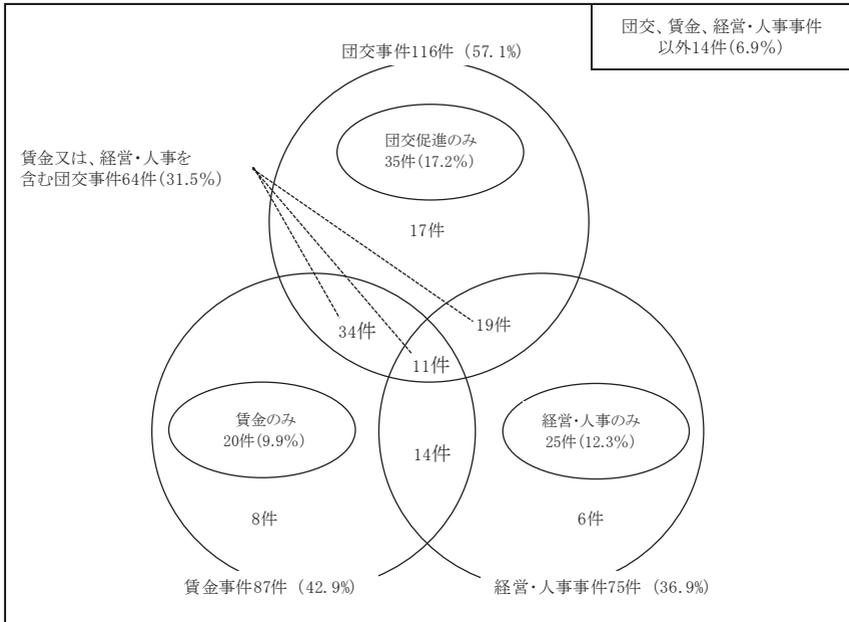
調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	27年	24	2	0	3	3	4	3	5	1	1	1	1	0
	28年	22	1	2	0	1	2	3	6	3	1	1	2	0
	29年	21	0	0	2	0	3	2	3	2	0	3	3	3
	30年	15	0	1	1	2	3	2	2	0	0	0	2	2
	元年	14	1	0	0	0	3	3	2	2	2	0	1	0
一時金	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
解雇・整理	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6
	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9
	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16,17表参照）。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は116件・57.1%（30年117件・48.1%）であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は87件・42.9%（同103件・42.4%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は75件・36.9%（同95件・39.1%）であった（図3参照）。これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は25件・12.3%（同30件・12.3%）、賃金事件かつ団交事件は45件・22.2%（同37件・15.2%）、経営・人事事件かつ団交事件は30件・14.8%（同40件・16.5%）となっている（図3参照）。

図3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件(行政執行法人を除く)は203件

団交事件…調整事項に団交促進(v)を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

(注)各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が51項目(30年44項目)、運輸業、郵便業が56項目(同82項目)、医療、福祉が55項目(同81項目)、サービス業が42項目(同58項目)、教育、学習支援業が60項目(同61項目)となっている。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で33.3%(同43.2%)、運輸業、郵便業で42.9%(同40.2%)、医療、福祉で36.4%(同44.4%)、サービス業で40.5%(同44.8%)、教育、学習支援業で38.3%(同32.8%)となっている。同じく非経済的事項の割合は、製造業で64.7%(同56.8%)、運輸業、郵便業で57.1%(同58.5%)、医療、福祉で63.6%(同55.6%)、サービス業で59.5%(同51.7%)、教育、学習支援業で60.0%(同67.2%)となっている(第32表参照)。

第32表 新規係属事件における産業別調整事項の状況(行政執行法人を除く)

(単位:項目)

調整事項	産業分類		全産業		製造業		運輸業 郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、 学習支援業		その他の 産業	
	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
合計	413	100.0%	51	100.0%	56	100.0%	55	100.0%	42	100.0%	60	100.0%	149	100.0%		
経済的事項	156	37.8%	17	33.3%	24	42.9%	20	36.4%	17	40.5%	23	38.3%	55	36.9%		
内 訳	賃金増額	12	2.9%	2	3.9%	1	1.8%	1	1.8%	1	2.4%	1	1.7%	6	4.0%	
	一時金	27	6.5%	3	5.9%	4	7.1%	5	9.1%	2	4.8%	6	10.0%	7	4.7%	
	労働時間・休日休暇	22	5.3%	2	3.9%	4	7.1%	0	0.0%	3	7.1%	4	6.7%	9	6.0%	
	その他	95	23.0%	10	19.6%	15	26.8%	14	25.5%	11	26.2%	12	20.0%	33	22.1%	
非経済的事項	254	61.5%	33	64.7%	32	57.1%	35	63.6%	25	59.5%	36	60.0%	93	62.4%		
内 訳	経営又は人事	81	19.6%	11	21.6%	7	12.5%	8	14.5%	6	14.3%	12	20.0%	37	24.8%	
	団交促進	116	28.1%	18	35.3%	14	25.0%	19	34.5%	11	26.2%	16	26.7%	38	25.5%	
	組合承認・組合活動	12	2.9%	0	0.0%	3	5.4%	1	1.8%	1	2.4%	3	5.0%	4	2.7%	
	その他	45	10.9%	4	7.8%	8	14.3%	7	12.7%	7	16.7%	5	8.3%	14	9.4%	
協約締結・全面改定	3	0.7%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	0.7%		

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的事項74項目・36.1%(30年80項目・41.0%)、非経済的事項129項目・62.9%(同113項目・57.9%)、100人以上499人以下では経済的事項34項目・34.0%(同66項目・40.0%)、非経済的事項66項目・66.0%(同98項目・59.4%)、500人以上4,999人以下では経済的事項45項目・44.6%(同36項目・36.4%)、非経済的事項55項目・54.5%(同62項目・62.6%)、5,000人以上では経済的事項0項目・0%(同4項目・40.0%)、非経済的事項2項目・100.0%(同6項目・60.0%)となっている(第33表、巻末統計表第16表参照)。

第 33 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	組合員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人 以上		不 明		合 計	
合 計	205	100.0%	100	100.0%	101	100.0%	2	100.0%	5	100.0%	413	100.0%		
経済的事項	74	36.1%	34	34.0%	45	44.6%	0	0.0%	3	60.0%	156	37.8%		
内 訳	賃金増額	7	3.4%	1	1.0%	4	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	2.9%	
	一時金	12	5.9%	6	6.0%	9	8.9%	0	0.0%	0	0.0%	27	6.5%	
	労働時間・休日休暇	10	4.9%	3	3.0%	8	7.9%	0	0.0%	1	20.0%	22	5.3%	
	その他	45	22.0%	24	24.0%	24	23.8%	0	0.0%	2	40.0%	95	23.0%	
非経済的事項	129	62.9%	66	66.0%	55	54.5%	2	100.0%	2	40.0%	254	61.5%		
内 訳	経営又は人事	39	19.0%	27	27.0%	15	14.9%	0	0.0%	0	0.0%	81	19.6%	
	団交促進	61	29.8%	26	26.0%	26	25.7%	1	50.0%	2	40.0%	116	28.1%	
	組合承認・組合活動	8	3.9%	2	2.0%	1	1.0%	1	50.0%	0	0.0%	12	2.9%	
	その他	21	10.2%	11	11.0%	13	12.9%	0	0.0%	0	0.0%	45	10.9%	
協約締結・全面改定	2	1.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.7%		

4 あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 203 件（30 年 243 件）のうち、あっせん員の指名がされた 177 件（同 221 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員のみによる構成が 130 件・73.4%（同 166 件・75.1%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 29 件・16.4%（同 41 件・18.6%）、委員及び事務局職員が 14 件・7.9%（同 12 件・5.4%）などとなっている（第 34 表参照）。

第 34 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	合 計	委員				委員+非委員				非委員			
		三者 構成	公益 委員 のみ	その他	小計	委員+ 事務局 職員	委員+ 事務局 職員 以外	その他	小計	事務局 職員	労政 職員	その他	小計
27年	315	219	2	1	222	25	-	3	28	65	-	-	65
28年	283	194	1	-	195	17	-	1	18	70	-	-	70
29年	249	182	2	-	184	8	-	-	8	57	-	-	57
30年	221	166	1	-	167	12	-	1	13	41	-	-	41
元年	177	130	2	-	132	14	2	-	16	29	-	-	29

(注) 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

元年は30年からの繰越57件を含む係属事件260件(30年311件)のうち、208件(同254件)が終結し、52件(同57件)が翌年に繰り越された。終結した208件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの(「調整あり」)は130件(同173件)、同意しなかったもの(「調整なし」)は78件(同81件)であった(チャートα参照)。

(2) 調整を行った事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは81件(30年107件)、合意に至らなかったものは49件(同66件)であった。労使の合意を得られた81件について調整日数(あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数)をみると、開始後90日以内に終結したものは、51件・63.0%(同70件・65.4%)であり、開始から終結まで91日以上かかったものは、30件・37.0%(同37件・34.6%)であった。

平均調整回数をみると、前者では1.47回(同1.50回)であったのに対し、後者では3.47回(同3.24回)であった。また、合意に至らなかった49件(同66件)の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが24件(同39件)と最も多く、以下、使用者側が譲歩しなかったものが13件(同11件)、労働者側が譲歩しなかったものが1件(同6件)双方譲歩するも隔たりが大きいものが0件(同4件)、などとなっている(チャートα参照)。

(3) 調整を行わなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件78件(30年81件)の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの37件(同46件)、自主交渉を続けたいとするもの8件(同12件)、自主解決したもの17件(同10件)、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの4件(同3件)などとなっている(チャートα参照)。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた81件(30年107件)以外に、労使間で自主解決したものが22件(同13件)「合意しない」の⑤の5件+「調整なし」の③の17件。チャートα参照あり、これを加えると終結事件の49.5%にあたる103件(同120件・47.2%)で労使合意に至っている。

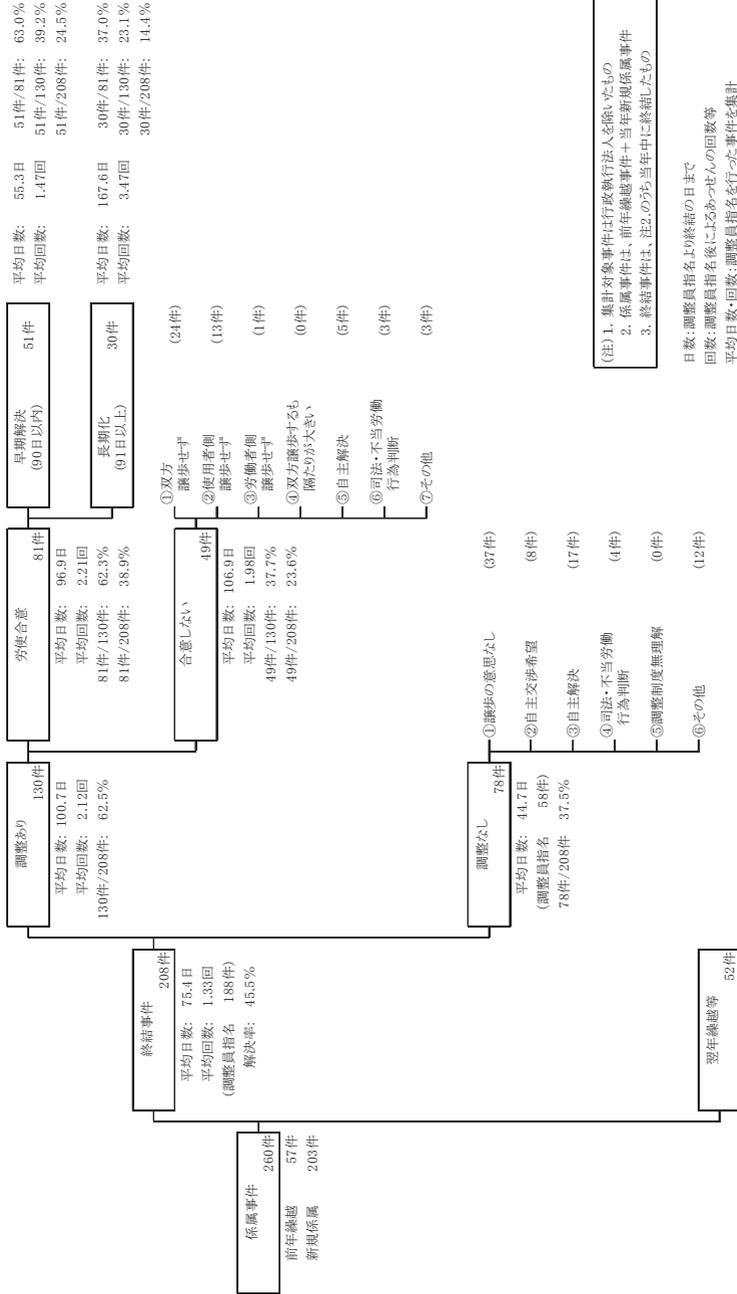
(5) 解決状況

元年に終結した調整事件208件(30年254件)のうち、取下・移管を除く165件(同

217件)の解決状況は、解決85件(同107件)、不調・打切80件(同110件)で、その解決率は51.5%(同49.3%)であった(第18表、第35-1表参照)。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下・移管41件(同37件)を除く164件(同212件)中84件(同102件)が解決し、解決率は51.2%(同48.1%)であった。調停は、取下・移管2件(同0件)を除く1件中1件(同4件中4件)が解決し、解決率は100.0%(同100.0%)、仲裁は、取下・移管0件(同0件)を除く0件中0件(同1件中1件)が解決し、解決率は0%であった。(第36表参照)。

チャートα 元年係属事件フローチャート（行政執法人を除く）



(注)1. 集計対象事件は行政執行人を除いたもの
 2. 係属事件は、前年繰越事件+当年新規係属事件
 3. 終結事件は、注2のうち当年中に終結したものの

日数: 調整員指名より終結の日まで
 回数: 調整員指名後によるあつせん回数等
 平均日数・回数: 調整員指名を行った事件を集計

第 35-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

労委別	事項	年				
		27年	28年	29年	30年	元年
都道府県労委	終結件数	339	310	266	254	205
	取下・移管除く終結件数	286	252	223	217	163
	解決件数	166	136	116	107	83
	解決率	58.0%	54.0%	52.0%	49.3%	50.9%
中 労 委	終結件数	0	2	4	0	3
	取下除く終結件数	0	2	4	0	2
	解決件数	0	2	4	0	2
	解決率	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	終結件数	339	312	270	254	208
	取下・移管除く終結件数	286	254	227	217	165
	解決件数	166	138	120	107	85
	解決率	58.0%	54.3%	52.9%	49.3%	51.5%

(注)1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

労委別	事項	年				
		27年	28年	29年	30年	元年
都道府県労委	取下・移管除く終結件数	240	203	174	161	123
	解決件数	133	108	83	74	58
	解決率	55.4%	53.2%	47.7%	46.0%	47.2%
中 労 委	取下除く終結件数	0	2	4	0	0
	解決件数	0	2	4	0	0
	解決率	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数	240	205	178	161	123
	解決件数	133	110	87	74	58
	解決率	55.4%	53.7%	48.9%	46.0%	47.2%

(注)1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 36 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

労 委	年	あ つ せ ん						調 停			仲 裁			合 計				
		取下 移管	あつせん案 提示		あつせん案 不提示		小 計		取下 移管	件数 E	調停 案 提示 F	解決 G	取下 移管	件数 H	裁定 I	取下 移管	件数 A+C+ E+H	解決 B+D+ G+I
			件数 A	(内) 解決 B	件数 C	(内) 解決 D	件数 A+C	(内) 解決 B+D										
中労委 及び 都道府 県労委	27年	53	73	67	210	97	283	164	0	3	2	2	0	0	0	53	286	166
	28年	56	74	69	177	66	251	135	2	2	2	2	0	1	1	58	254	138
	29年	43	74	68	150	50	224	118	0	3	2	2	0	0	0	43	227	120
	30年	37	59	57	153	45	212	102	0	4	4	4	0	1	1	37	217	107
	元年	41	52	47	112	37	164	84	2	1	1	1	0	0	0	43	165	85
中労委	27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	28年	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	29年	0	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	元年	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2

(6) 平均調整日数

取下・移管を除く終結事件 164 件（あつせん 162 件、調停 2 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 73.6 日（あつせん 72.4 日、調停 165.5 日、仲裁 0 日）であった（第 37-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、取下・移管を除く終結事件 166 件（あつせん 162 件、調停 4 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 72.8 日（あつせん 72.4 日、調停 89.8 日、仲裁 0 日）であった（第 37-2 表参照）。

第 37-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執法人を除く）

(単位:件、日)

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—
27年	280	58.0 (42.6)	—	(—)	3	75.3 (51.3)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	283	58.2 (42.7)	—	(—)
28年	251	66.7 (43.8)	2	(61.0)	2	115.5 (61.0)	—	(—)	1	120.0 (61.0)	—	(—)	254	67.3 (44.0)	2	(61.0)
29年	221	60.2 (39.6)	4	(28.8)	3	42.3 (39.3)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	224	60.1 (39.5)	4	(28.8)
30年	212	64.5 (43.6)	—	(—)	4	68.5 (56.0)	—	(—)	1	169.0 (61.0)	—	(—)	217	65.1 (43.9)	—	(—)
元年	162	72.4 (44.6)	2	(61.0)	2	165.5 (61.0)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	164	73.6 (44.8)	2	(61.0)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. ()内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第 37-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

(単位:件、日)

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—	取下、 移管を 除く終 結件数	十 中 労 委	取下を 除く終 結件数	—
27年	280	58.0 (42.6)	—	(—)	5	51.6 (37.2)	2	16.0 (16.0)	—	(—)	—	(—)	285	57.9 (42.5)	2	(16.0)
28年	251	66.7 (43.8)	2	(61.0)	4	57.8 (38.5)	2	16.0 (16.0)	1	120.0 (61.0)	—	(—)	256	60.4 (40.4)	4	(38.5)
29年	221	60.3 (39.6)	4	(28.8)	5	31.8 (30.0)	2	16.0 (16.0)	—	(—)	—	(—)	226	59.7 (39.3)	6	(24.5)
30年	212	64.5 (42.6)	—	(—)	6	53.7 (45.3)	2	24.0 (24.0)	1	169.0 (61.0)	—	(—)	219	64.7 (42.7)	2	(24.0)
元年	162	72.4 (44.6)	2	(61.0)	4	89.8 (37.5)	2	14.0 (14.0)	—	(—)	—	(—)	166	72.8 (44.5)	4	(37.5)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. ()内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 118 件 (30 年 107 件) で 30 年より 11 件増加した。

事業別では、航空関係からの争議行為予告が 41 件・34.7% (同 30 件・28.0%) で最も多く、以下、医療関係が 27 件・22.9% (同 28 件・26.2%)、陸上旅客運送関係が 22 件・18.6% (同 19 件・17.8%) などとなっている (第 38 表参照)。

第 38 表 争議行為予告通知の事業別件数の推移 (中労委)

(単位:件)

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
27年	119(16)	17(0)	40(12)	11(0)	10(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(4)
28年	113(15)	15(0)	40(12)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(3)
29年	116(11)	22(0)	32(7)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	30(0)	14(4)
30年	107(7)	19(0)	30(5)	10(1)	7(0)	1(0)	0(0)	28(0)	12(1)
元年	118(12)	22(0)	41(10)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	27(0)	9(1)

(注)1. ()内は使用者からの通知件数で内数。

2. 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス事業。
3. その他は、公衆衛生・通信等。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき元年に新規に開始した労働争議実情調査件数(全労委)は 1,049 件 (30 年 1,078 件) で、30 年より 29 件減少した。30 年からの繰越 177 件を含む係属 1,226 件 (同 1,269 件) の終結状況をみると、終結した 1,065 件 (同 1,092 件) のうち、争議解決 929 件・87.2% (同 983 件・90.0%)、調査打切 131 件・12.3% (同 108 件・9.9%)、あっせんに移行したものの 2 件・0.2% (同 1 件・0.1%) 調停に移行したものが 0 件・0% (同 0 件・0%) となっている (第 39 表、巻末統計表第 19 表参照)。

第 39 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移 (全労委)

(単位:件)

区分年	取扱件数			終結状況					合計
	前年繰越	当年開始	合計	争議解決	調査打切	あっせん移行	調停移行	不当労働行為事件移行	
27年	144	1,150	1,294	1,001	105	1	0	1	1,108
28年	186	1,141	1,327	1,020	122	0	1	0	1,143
29年	183	1,130	1,313	1,012	106	3	1	0	1,122
30年	191	1,078	1,269	983	108	1	0	0	1,092
元年	177	1,049	1,226	929	131	2	0	3	1,065